

公共建築物等の木造化・木質化に関する基準

(目的)

第1 静岡県では、平成13年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定して、全庁的に公共建築物等において木材利用に取り組んでいるところである。

公共建築物等の木造化等を一層推進するため、ここに「公共建築物等の木造化・木質化に関する基準」を定め、各部局の自主的な取組を促進する。

(用語の定義)

第2 この基準に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1)「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物をいう。

ア 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条において定める公共建築物

イ 地方公共団体からの補助事業等により整備されるアに掲げる公共建築物以外の建築物

(2)「建築」とは、公共建築物等の新築、改築及び増築をいう。

(3)「木造化」とは、建築する施設の主要な構造材（柱・梁・桁）に木材（集成材・LVL・CLTを含む。）を利用することをいう。

(4)「木質化」とは、建築する施設の内・外装に木材を利用することをいう。

(5)「県産材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。

(6)「木質耐火部材等」とは、大臣認定を受けた耐火性能及び準耐火性能を有する木質系の構造部材及び工法を言う。

(木造化の推進)

第3 公共建築物等の建築にあたっては、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表を基本に木造化を図る。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由により、木造が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

2 木造が困難な公共建築物等にあつては、木造と他構造との混構造を検討する。

3 木造化に当たっては、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に配慮する。

(木質化の推進)

第4 内・外装において建築基準法に照らして木材の使用が可能な部分（床、壁、天井及び窓枠等）は、積極的に木質化を図る。

(新たな木質部材の活用)

第5 木造化や木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組む。

(県産材の使用)

第6 使用する木材は、県産材を基本とする。

附則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

別表 公共建築物等の木造化に関する基準

公共建築物等は、下表のとおり建築物の用途、階数、規模毎に木造化を図る。

建築物の用途		建築基準法別表第1	建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
				3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超
集会	集会場、公会堂、劇場等	(一)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (客席の床面積の合計が200 m ² 以上の場合)
			1階建		
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	(二)項	3階建	木造化を検討する。 ^{※2}	
			2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
医療福祉 ^{※3} 宿泊	児童・老人・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	(二)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が300 m ² 以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
教育	学校、図書館、美術館、体育館、スポーツ施設等	(三)項	3階建	木造化を検討する。 ^{※2}	
			2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2,000 m ² 以上の場合)
			1階建		
観光	物品販売所、飲食店、観光施設、公衆浴場等	(四)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が500 m ² 以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
倉庫		(五)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (延べ面積が1,500 m ² 以上の場合)
			1階建		
自動車車庫		(六)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (延べ面積が150 m ² 以上の場合)
			1階建		
上記以外のすべて (庁舎、事務所、研究所等)			3階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
			2階建		
			1階建		

(注意) 表中の建築物の用途等に関する用語の定義や木造化に関する耐火性能等の基準や規制は全て建築基準法による。

※1 「木造化する。」のうち1,000 m²超の建築物は、建築基準法第26条の規定に適合させる（床面積1,000 m²以内ごとに防火壁の設置等）。

※2 「木造化を検討する。」建築物は、準耐火建築物若しくは燃えしろ設計等による建築物又は耐火建築物が要求される。

検討に当たっては、木質耐火部材等の活用を考慮する。

また、以下の場合に大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。

- ① 延べ面積が3,000 m²を超える大規模な建築物について、火災の拡大を3,000 m²以内に抑えるために必要な性能を有する壁等を設けた場合[建築基準法第21条]
- ② 3階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合[建築基準法第27条]

- ※3 福祉施設は、建築基準法別表第1第(二)項に該当する建築物をいう。
 具体的には、児童福祉施設（保育所や助産施設）、老人福祉施設（老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム）、社会福祉施設等をいう。

（上記基準の適用除外）

防火地域若しくは準防火地域に指定された地域で、下表に掲げる規模の建築物を建築する場合は、上表によらず、別途木造化を検討すること。

	防火地域の場合	準防火地域の場合
耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数3以上の建築物（面積は問わない）となる場合 ・階数2以下、延べ面積100㎡超の建築物となる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・階数4以上の建築物（面積を問わない）となる場合 ・階数3以下、延べ面積1,500㎡超の建築物となる場合
準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の建築物すべて 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積500㎡超、1,500㎡以下の建築物となる場合 ・階数3の建築物となる場合

（参考）建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物の概要

耐火建築物	準耐火建築物
<p>耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部を耐火構造にする。 2 耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられるようにする。 <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>	<p>準耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部を準耐火構造にする。 2 外壁を耐火構造にする。 3 主要構造部を不燃材料にする。 <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>
<p>木材を使った耐火建築物にするには、一般的には、1の<u>主要構造部を耐火構造にすることにより火災が終了するまで耐えられるようにする方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、木質耐火部材等を活用することで、耐火構造としての性能を確保する。</p>	<p>木材を使った準耐火建築物にするには、一般的には、1の<u>主要構造部を準耐火構造する方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、次のことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部分において、石膏ボード等の不燃材料・準不燃材料で防火被覆して木材を使用する。 ・柱及び梁については「燃えしろ設計」を用いる（石膏ボード等の防火被覆を用いずに木のあらわしを見せたまま木材を使った準耐火構造とすることも可能）。